

「昭和町こども計画(案)」に対するパブリックコメントとその回答について
 ※パブリックコメントは原文のまま記載しています。

| |
|---|
| パブリックコメント① |
| 【該当ページ】 P3 |
| <p>【意見内容】 2. 計画の対象</p> <p>青年期(おおむね、18歳以降からおおむね、30歳まで)の者とする とすると 前段に「こども基本法第2条」に基づきとある 「子ども基本法第2条」においての定義であり、社会通念の子ども の解釈に対してとの隔たりある 国際的な(国連)の「子どもの権利条約」においては18歳となるがそ れとは異なるなどを入れてはどうか この文末の3行についてもわかりにくい表現になっている(青年期～ 表現を用いることとします。)</p> <p>【回答】 本計画でいう「こども」とは、「こども基本法第2条」に基づき「心身の 発達の過程にあるものとしします」に続いて「(「子どもの権利条約(国 連)」の定義とはことなります)」と追加させていただきます。</p> <p>また、文末3行については、わかりにくい表現になっていることから 削除させていただきます。</p> |
| パブリックコメント② |
| 【該当ページ】 P29 |
| <p>【意見内容】 基本方針</p> <p>貧困対策計画として、経済的困難を抱える子どもへの⇒ これにヤングケアラー等を加えてはどうか</p> <p>【回答】 ヤングケアラーについては P35 に「ヤングケアラーへの支援」を載せ ており、ヤングケアラーは貧困家庭に限ったことではないため、こち らでは省略させていただきます。</p> |
| パブリックコメント③ |
| 【該当ページ】 P36 |
| 【意見内容】 具体的な取り組み |

・若者交流拠点の整備

地域団体・企業等→

他の関係機関(山梨県や他市町村との連携をするという意味として)
を加えてはどうか

【 回 答 】 「地域団体・企業・その他関係機関等と連携し、」と変更させていただきます。